

【表紙】

- 【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】** 関東財務局長
- 【提出日】** 平成30年9月12日
- 【発行者名】** UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）
- 【代表者の役職氏名】** 取締役 ギルバート・シントゲン
（Gilbert Schintgen, Member of the Board of Directors）
エグゼクティブ・ボード・メンバー ジェフリー・ラハイ
（Geoffrey Lahaye, Member of the Executive Board）
- 【本店の所在の場所】** ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A番
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）
- 【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治
- 【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】** 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治
- 【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】** 03（6212）8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】**
UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル
（UBS（Lux）Money Market Fund - USD）
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】**
UBS（Lux）マネー・マーケット・ファンド - 米ドル
クラスF - a c c 受益証券
20億米ドル（約2,147億円）を上限とします。
（注）米ドルの円貨換算は、2018年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対
顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.37円）によります。
- 【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年9月12日付で海外目論見書および約款が更新されましたので、2018年4月27日に提出した有価証券届出書(2018年7月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。)(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を更新し訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

(注) _____の部分は訂正箇所を表します。

第一部 証券情報

(7) 申込期間

<訂正前>

2018年4月28日(土曜日)から2019年4月30日(火曜日)まで

原則として、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)(以下「営業日」といいます。)で、また日本における販売会社(以下に定義します。)および販売取扱会社(以下に定義します。)の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日でもある日に申込みの取扱いが行われます。ただし、ルクセンブルグおよびスイスにおける個々の法定外休日および/またはサブ・ファンドの純資産の半分以上を評価している証券取引所ならびに市場がある国々の通常の公休日を除きます。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとします。日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、当該営業日を含むその前後について日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)など、後記「(9) 払込期日」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社(後記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。)において申込みを受け付けられない場合があります。詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社にご照会下さい。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

<訂正後>

2018年4月28日(土曜日)から2019年4月30日(火曜日)まで

原則として、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)(以下「営業日」といいます。)で、また日本における販売会社(以下に定義します。)および販売取扱会社(以下に定義します。)の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日でもある日に申込みの取扱いが行われます。ただし、12月24日および31日、ルクセンブルグおよびスイスにおける個々の法定外休日および/またはサブ・ファンドの純資産の半分以上を評価している証券取引所ならびに市場がある国々の通常の公休日を除きます。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとします。日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、当該営業日を含むその前後について日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)など、後記「(9) 払込期日」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社(後記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。)において申込みを受け付けられない場合があります。詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社にご照会下さい。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

(前略)

2017年5月26日 ファンド約款変更

< 訂正後 >

(前略)

2017年5月26日 ファンド約款変更

2018年9月12日 ファンド約款変更

(3) ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

< 訂正前 >

会社名	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	2017年4月18日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結(2017年5月26日効力発生)。ファンド資産の管理・運用、ファンド証券の発行、買戻業務について規定しています。

(後略)

< 訂正後 >

会社名	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ)エス・エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	2018年8月10日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結(2018年9月12日効力発生)。ファンド資産の管理・運用、ファンド証券の発行、買戻業務について規定しています。

(後略)

2 投資方針

(3) 運用体制

() 会議または委員会またはその他の社内組織

< 訂正前 >

(前略)

管理会社の管理体制

管理会社

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

2017年4月18日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結しており、2017年5月26日に約款の効力が生じています。ファンド資産の管理・運用、ファンド証券の発行、買戻業務について規定しています。

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社の管理体制

管理会社

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

2018年8月10日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結しており、2018年9月12日に約款の効力が生じています。ファンド資産の管理・運用、ファンド証券の発行、買戻業務について規定しています。

（後略）

（5）投資制限

2．リスク分散

<訂正前>

（前略）

2.3 上記に反し、以下が適用されます。

（中略）

（e）管理会社は、リスク分散を考慮して、一つのサブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、EU加盟国もしくはその地方機関、他の公認OECD加盟国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポール、または一もしくは複数のEU加盟国が加入している公的国際機関が保証または発行する様々な銘柄の有価証券および短期金融商品に投資する権限を有します。当該有価証券および短期金融商品は、少なくとも6銘柄に分散されていなければならない、単一銘柄の有価証券または短期金融商品は一つのサブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはなりません。

（後略）

<訂正後>

（前略）

2.3 上記に反し、以下が適用されます。

（中略）

（e）管理会社は、リスク分散を考慮して、一つのサブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、EU加盟国もしくはその地方機関、他の公認OECD加盟国、中国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポール、または一もしくは複数のEU加盟国が加入している公的国際機関が保証または発行する様々な銘柄の有価証券および短期金融商品に投資する権限を有します。当該有価証券および短期金融商品は、少なくとも6銘柄に分散されていなければならない、単一銘柄の有価証券または短期金融商品は一つのサブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはなりません。

（後略）

4 手数料等及び税金

（3）管理報酬等

<訂正前>

ファンドは、クラスF - a c c 受益証券に関し、サブ・ファンドの平均純資産価額に基づき計算される月次上限報酬を支払います。

ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して(該当する場合)、また保管受託銀行のすべての職務(ファンド資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等)に関して、ファンド資産からファンドの純資産価額に基づく上限報酬が支払われます。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われます(上限報酬)。

報酬に適用される実際の最大料率については、年次報告書および半期報告書で参照することができます。

クラスF - a c c 受益証券の報酬は、年率0.13%を上限とします。

(後略)

<訂正後>

ファンドは、クラスF - a c c 受益証券に関し、サブ・ファンドの平均純資産価額に基づき計算される月次上限報酬を支払います。

ファンドの運用、管理事務、ポートフォリオ管理および販売に関して(該当する場合)、また保管受託銀行のすべての職務(ファンド資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」の項に記載されるその他一切の職務等)に関して、ファンド資産からファンドの純資産価額に基づく上限報酬が支払われます。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンド資産に対し請求され、毎月支払われます(上限報酬)。

有効に適用される上限報酬については、年次報告書および半期報告書で参照することができます。

クラスF - a c c 受益証券の上限報酬は、年率0.10%です。

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

（イ）海外における申込（販売）手続等

（受益証券の発行および買戻しに共通して適用される条件）

以下の記載は、受益証券の発行および買戻しに共通して適用される条件です。

サブ・ファンドの受益証券は、毎営業日に発行および買戻しが行われます。

「営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日）をいいます。ただし、ルクセンブルグおよびスイスにおける個々の法定外休日および/またはサブ・ファンドの純資産の半分以上を評価している証券取引所および市場がある国々の通常の公休日を除きます。

（中略）

（海外における申込（販売）手続等）

（中略）

受益証券は、記名式受益証券のみが発行されます。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿における各投資者の記載に基づくことを意味します。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換請求はできません。また、記名式受益証券は、クリアストリームおよびユーロクリアのような認可された外部決済機関を通じて決済されることがあることを受益者は念頭に置いてください。

（中略）

（ロ）日本における申込（販売）手続等

（中略）

日本においては、申込期間中の営業日で、また日本における販売会社および販売取扱会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日でもある日に申込みの取扱いが行われます。この場合の「営業日」は、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、ルクセンブルグおよびスイスにおいて法律によらず個別に定められる休業日および/またはサブ・ファンドの純資産の半分以上を評価している証券取引所ならびに市場がある国々の通常の公休日を除きます。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとします。日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、当該営業日を含むその前後について日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）など、有価証券届出書「第一部証券情報、（9）払込期日」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社（有価証券届出書「第一部証券情報、（8）申込取扱場所」をご参照下さい。）において申込みを受け付けられない場合があります。詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社にご照会下さい。

（中略）

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

<訂正後>

（イ）海外における申込（販売）手続等

（受益証券の発行および買戻しに共通して適用される条件）

以下の記載は、受益証券の発行および買戻しに共通して適用される条件です。

サブ・ファンドの受益証券は、毎営業日に発行および買戻しが行われます。

「営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日)をいいます。ただし、12月24日および31日、ルクセンブルグおよびスイスにおける個々の法定外休日および/またはサブ・ファンドの純資産の半分以上を評価している証券取引所および市場がある国々の通常の公休日を除きます。

(中略)

(海外における申込(販売)手続等)

(中略)

受益証券は、記名式受益証券のみが発行されます。これは、ファンドの投資者の受益者としての地位ならびに関連するすべての権利および義務が、ファンドの受益者名簿における各投資者の記載に基づくことを意味します。記名式受益証券から無記名式受益証券への転換請求はできません。また、記名式受益証券は、クリアストリームのような認可された外部決済機関を通じて決済されることがあることを受益者は念頭に置いてください。

(中略)

(口)日本における申込(販売)手続等

(中略)

日本においては、申込期間中の営業日で、また日本における販売会社および販売取扱会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日でもある日に申込みの取扱いが行われます。この場合の「営業日」は、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日)を指し、12月24日および31日、ルクセンブルグおよびスイスにおける個々の法定外休日および/またはサブ・ファンドの純資産の半分以上を評価している証券取引所ならびに市場がある国々の通常の公休日を除きます。原則として、UBS証券株式会社の申込受付時間は午後4時までとします。日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、当該営業日を含むその前後について日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)など、有価証券届出書「第一部証券情報、(9)払込期日」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社(有価証券届出書「第一部証券情報、(8)申込取扱場所」をご参照下さい。)において申込みを受け付けられない場合があります。詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社にご照会下さい。

(中略)

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

前記「(イ)海外における申込(販売)手続等」の記載は、適宜、日本における申込(販売)手続等にも適用されることがあります。

2 買戻し手続等

<訂正前>

(イ)海外における買戻し手続等

(中略)

純資産価格の動向は、買戻し価格が投資者の支払う発行価格より高いかまたは低いかにより決定します。

大量の買戻し請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、これに相当するファンド資産が(不必要に遅れることなく)売却されるまでの間、買戻し請求の処理を遅らせることができます。かかる処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻し請求は同一価格で処理されます。

(中略)

(口)日本における買戻し手続等

日本における受益者は、原則として、営業日で、また日本における販売会社および販売取扱会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日でもある日に買戻請求をすることができます。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができます。この場合の「営業日」は、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、ルクセンブルグおよびスイスにおいて法律によらず個別的に定められる休業日および/またはサブ・ファンドの純資産の半分以上を評価している証券取引所ならびに市場がある国々の通常の公休日を除きます。原則として、UBS証券株式会社の買戻請求の受付時間は午後4時までとします。日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、当該営業日を含むその前後について日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）など、日本における販売会社および販売取扱会社（有価証券届出書「第一部 証券情報、（8）申込取扱場所」をご参照下さい。）において買戻請求を受け付けられない場合があります。詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社にご照会下さい。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が当該買戻請求を受領した営業日の翌営業日に決定される当該サブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格です。買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後日本における4営業日目に支払われます（申込者が販売会社と別途取り決める場合を除きます。）。買戻代金は円貨で支払われる場合、表示通貨との換算は裁量により日本における販売会社が決定するレートによるものとします。また、日本における販売会社が応じ得る場合は、当該受益者の希望する通貨で支払うこともできます。ファンド証券の買戻しは原則として1口を単位とします。

<訂正後>

（イ）海外における買戻手続等

（中略）

純資産価格の動向は、買戻価格が投資者の支払う発行価格より高いかまたは低いかにより決定します。

管理会社は、ある注文日における買戻請求および乗換請求がサブ・ファンドの純資産総額の10%超の資金流出をもたらす場合、当該注文日における買戻請求および乗換請求の一部を実行しない権利（買戻しゲート）を有します。この場合、管理会社は、買戻請求および乗換請求の一部のみを実行し、当該注文日において実行されなかった買戻請求および乗換請求の実行を通常20営業日を超えない期間で延期し、これらを優先的に取り扱うことを決定することができます。

大量の買戻請求が行われる場合、保管受託銀行および管理会社は、これに相当するファンド資産が（不必要に遅れることなく）売却されるまでの間、買戻請求の処理を遅らせることができます。かかる処理が必要な場合、同日に受領されたすべての買戻請求は同一価格で処理されます。

（中略）

（ロ）日本における買戻手続等

日本における受益者は、原則として、営業日で、また日本における販売会社および販売取扱会社の営業日ならびに日本の通常の銀行の営業日でもある日に買戻請求をすることができます。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができます。この場合の「営業日」は、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、12月24日および31日、ルクセンブルグおよびスイスにおける個々の法定外休日および/またはサブ・ファンドの純資産の半分以上を評価している証券取引所ならびに市場がある国々の通常の公休日を除きます。原則として、UBS証券株式会社の買戻請求の受付時間は午後4時までとします。日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、当該営業日を含むその前後について日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）など、日

本における販売会社および販売取扱会社(有価証券届出書「第一部 証券情報、(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。)において買戻請求を受け付けられない場合があります。詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社にご照会下さい。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が当該買戻請求を受領した営業日の翌営業日に決定される当該サブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格です。買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日後日本における4営業日目に支払われます(申込者が販売会社と別途取り決める場合を除きます。)。買戻代金は円貨で支払われる場合、表示通貨との換算は裁量により日本における販売会社が決定するレートによるものとします。また、日本における販売会社が応じ得る場合は、当該受益者の希望する通貨で支払うこともできます。ファンド証券の買戻しは原則として1口を単位とします。

前記「(イ)海外における買戻手続等」の記載は、適宜、日本における買戻手続等にも適用されることがあります。

4 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

() 純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたはクラスの受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、各サブ・ファンドまたはクラス受益証券の参照通貨で表示され、各営業日に各クラス受益証券に帰属する各サブ・ファンドの純資産総額を各サブ・ファンドの各クラス受益証券の発行済口数で除することにより計算されます。

サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価額の割合は、受益証券が発行または買い戻されるたびに変動します。この割合は、各クラス受益証券に請求される手数料を考慮して、サブ・ファンドの発行済受益証券の総口数に対する各クラスの発行済受益証券口数の比率により決定されます。

(後略)

<訂正後>

() 純資産価格の計算

各サブ・ファンドまたはクラスの受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格、買戻価格および乗換価格は、各サブ・ファンドまたはクラス受益証券の参照通貨で表示され、各営業日に各クラス受益証券に帰属する各サブ・ファンドの純資産総額を各サブ・ファンドの各クラス受益証券の発行済口数で除することにより計算されます。ただし、受益証券の純資産価格は、以下の項に記載される通り、受益証券の発行または買戻しを行わない日にも算出されることがあります。この場合、純資産価格は公表されることがありますが、運用実績、統計または報酬を算出する目的のためだけに利用することができます。いかなる状況においても購入申込みまたは買戻請求のための根拠として利用されることはありません。

サブ・ファンドの各クラス受益証券に帰属する純資産価額の割合は、受益証券が発行または買い戻されるたびに変動します。この割合は、各クラス受益証券に請求される手数料を考慮して、サブ・ファンドの発行済受益証券の総口数に対する各クラスの発行済受益証券口数の比率により決定されます。

(後略)